



障 発 1 2 1 0 第 5 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に
関する基準の一部を改正する省令の施行等について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「改正法」という。）が平成22年12月10日に公布され、同日から施行されたところである。

これに伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第123号）が同日に公布、施行され、また、別紙のとおり介護給付費等の支給決定について（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「支給決定通知」という。）を改正し、同日から適用することとしたところである。

その改正の趣旨は、改正法により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言が削除されたことに伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）及び支給決定通知においても同様の規定の整理を行うことであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知願いたい。